

第7回茨城県生物多様性地域戦略策定委員会議事録要旨

日 時 平成26年10月10日(金)

場 所 県庁生活環境部会議室

○協議事項1「茨城の生物多様性戦略(案)について」

- ・茨城の生物多様性戦略(案)は、パブリックコメント(以下「パブコメ」という。)や前回(7月22日開催)の委員会で出された意見等を、世話人会議で検討して修正し、新旧対照表の形でまとめた。
- ・戦略案を協議する前に、パブコメの結果について事務局より説明があった。

<パブコメ結果に対する意見>

- ・個々のコメントに対する県の考え方(回答)に「貴重な意見として参考にさせていただきます」との回答が多い。このような回答は、国のパブコメでも見受けられるが、説明責任を果たしていないように感じるので、どのように対応するのかもう少し詳しく回答できないか。
→パブコメの意見は出来るだけ本戦略に取り込むようにしたが、内容的に盛り込めないものは今後の施策等の参考としている。
→記述については、再度検討し対応したい。
- ・全体を通して、訴求力がないなどの意見があったが、今の段階では図表や参考文献を省いてあるので仕方ない面もある。これだけの意見があったが、方向的には大きな修正はないと思われる。

※第1章～第6章について、各章ごとに世話人が新旧対照表、修正内容(赤字部分)について説明した。

<第1, 2章(山根委員長が説明し、以下のような意見等があった)>

- ・第1章第1節(P3)にも、臨界点(ティッピングポイント)のこと、そして最近の話題として内閣府が実施した「環境問題に関する世論調査」の結果に、生物多様性という言葉が「聞いたこともない」と答えた人が11ポイントも下がったこと、地球規模生物多様性概要(第4版)が出されたことなどを盛り込んだ方が良い。
→挿入を検討することにした。

<第3, 4章(小幡委員が説明し、以下のような意見等があった)>

- ・天然林と自然林の記述を天然林に統一してしまうと、つじつまが合わないところがある。例えば天然林の割合の36%には二次林も含まれている。しかし、天然林の記述には二次林を含まないものがある。注釈を入れるとかの必要がある。
→小幡委員、上條委員で上記記述を再調整することになった。
- ・第3章第1節(P14)に、「それでもいまだ先が見通せない状態なのです」という記述があるが、そこまで言い切れるのはどうか。

→上記記述は削除することにした。

- ・第3章第2節(P17)に、「アカマツやクロマツの衰退を防ぐ方法として、薬剤の散布や樹幹注入などがあり、～実施する必要があります」とあるが、第4章の施策等と重複するので削除もしくは修正した方が良い。

→上記記述は削除することにした。

- ・第4章第1節のタイトルに「自然植生」があるが、本文には説明する記述がないように思える。また、一般的に自然植生は分かりにくい。さらに、生息域外保全の記述との関連はあるのか。

→自然植生は削除し、生息域外保全の括弧書きは野生回復と併せてP35の記述のところで説明することになった。

- ・第3・4章の湖沼関連項目で、霞ヶ浦導水事業についての記述がないことがコメントでも指摘されたが、これについては引き続き関係部局との調整を事務局が行うこととした。

<第5章（田中委員が説明した）>

- ・意見なし。

<第6章（山根委員長が説明し、以下のような意見等があった）>

- ・生物多様性センターと本戦略の関係をペーパー戦略にならないような形で盛り込んでほしい。
- ・第3節の戦略の見直しのところには、2020年に愛知目標や気候変動の関係など節目の時期なのでそのような記述や2021年は環境行政50年（環境庁設置後）なども考慮してはどうか。

<その他の意見>

- ・県民に分かりやすいような概要版を作成し、普及啓発を図ること。

※本日の意見等を修正のうえ、事務局が最終案をまとめ、委員会案として県に提出することが了承された。